

(写)

発 境 自 第 5 1 号

平成28年6月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

境港市長 中 村 勝 治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について（送付）

平成28年4月28日、中国電力株式会社から島根原子力発電所1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設、所内常設直流電源設備（3系統目）の設置について、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第6条に基づき、本市に対して事前報告がありました。

ついては、これに対する中国電力株式会社に対する本市の意見について、別紙のとおり提出します。貴職から、本市の意見を踏まえて、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく島根県への意見提出についてよろしく願います。

島根原子力発電所で万が一事故が起きた場合には、大きな影響を受ける当市の市民の状況も御察しいただき、何卒よろしく願います。

(写)

別紙

(島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について)

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受けた後に、鳥取県、米子市と連携しながら、市議会、境港市原子力発電所環境安全対策協議会等の意見を踏まえて提出する。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果（審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。）について、地域住民、本市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 4 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分体制を構築すること。
- 5 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分体制を構築すること。
- 6 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。
- 7 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。

(島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について)

- 8 特定重大事故等対処施設等の設置については、平成 25 年 12 月の 2 号機に係る覚書に基づく意見のとおり、引き続き適切に対応すること。